

令和6・7年度石川県後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額、所得割率）は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和6・7年度の保険料率については、令和6年2月22日開催の石川県後期高齢者医療広域連合議会において、次のとおり改定することが決定されました。

1. 保険料率

現役世代の減少を踏まえ、増加する医療費を全世代で公平に支え合う仕組みの構築による高齢者の負担増となる制度見直し等の影響により、保険料率を引き上げることとします。

なお、基金25億円を活用することで保険料率の上昇を極力抑制いたしました。（均等割額3,165円、所得割率0.72Pの上昇抑制）

| 区分 | 令和6・7年度 (A) | 令和4・5年度 (B) | 比較 (A) - (B) |
|------|---------------------|----------------|-----------------|
| 均等割額 | 50,760円 | 48,500円 | +2,260円 |
| 所得割率 | 9.88% (※1 9.41%) | 9.53% | +0.35P |

※1 令和6年度については旧ただし書き所得が58万円以下の被保険者は軽減用所得割率を適用

(参考) 1人当たり平均保険料額 (※2)

| | 令和6・7年度 (A) | 令和4・5年度 (B) | 比較 (A) - (B) |
|----|----------------|----------------|-----------------|
| 年額 | 80,213円 | 73,340円 | +6,873円 |
| 月額 | 6,684円 | 6,112円 | +572円 |

※2 1人当たり平均保険料額は、低所得者等に対する保険料の軽減措置後の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に賦課される保険料額の平均値とは異なります。

2. 賦課限度額

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額が、現行の66万円から80万円に引き上げとなります。

なお、激変緩和措置として、令和5年度末時点で75歳以上、または障害認定の加入者は、令和6年度は73万円となります。

| | 令和6・7年度 | 令和4・5年度 |
|-----|-------------------------------------|---------|
| 限度額 | 80万円 (令和6年度は、激変緩和措置 対象者は73万円) | 66万円 |